

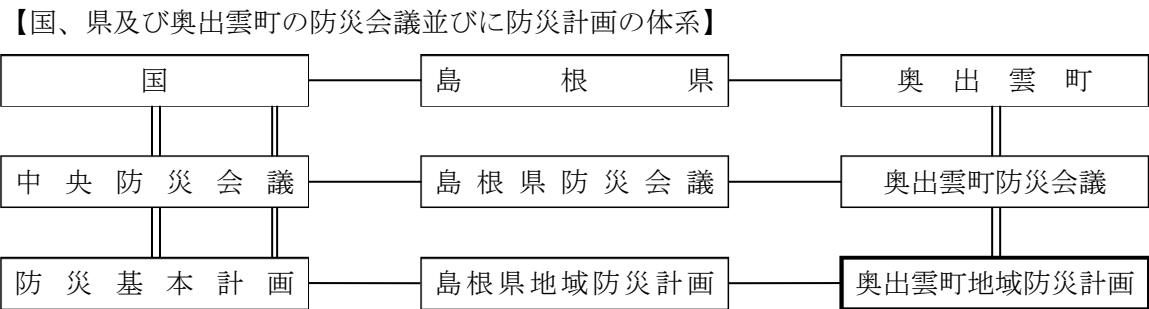
第 1 編 総 則

第 1 章 計画の概要

第 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、奥出雲町防災会議が作成する計画であって、町、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を発揮し、また、相互に協力して町の地域における災害のうち風水害及び事故災害対策に関する災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、町民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。

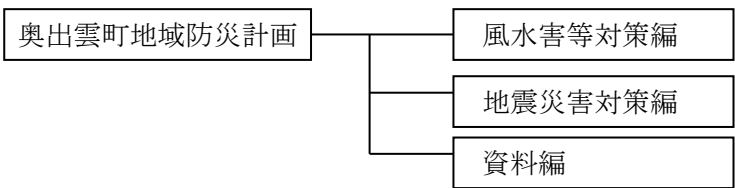
なお、本計画に定められていない事項のうち、震災対策については奥出雲町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）「地震災害対策編」によるものとする。



第 2 計画の性格等

1 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、風水害等対策編、地震災害対策編それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。



2 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは防災会議において検討を加え、所要の修正を行う。

また、県から町に対する助言等を通じて、防災業務計画又は地域防災計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

3 防災計画以外の計画との整合性の確保等

(1) 防災計画以外の計画との整合性の確保

この計画は、町域における風水害等対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。従って、災害対策基本法第41条に掲げる防災に関する計画（水防法に基づく水防計画等）又は防災に関連する計画（国土形成計画法に基づく中国圏広域地方計画等）の防災に関する部分と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

(2) 個別法に基づく地域防災計画への記載事項

次に掲げる事項は、個別法の規定に基づき防災計画に定めるべきとされており、地域防災計画に必要事項を確実に位置づける。

ア 水防法第15条第1項に規定する洪水予報等の伝達方法等に関する事項

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項に規定する土砂災害に関する情報の収集等に関する事項

4 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、国土強靱化基本計画に基づき、令和2年度に策定した防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策及び令和7年度に策定した第1次国土強靱化実施中期計画による国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を踏まえつつ、引き続き安心・安全かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第11条において、国土強靱経過基本計画以外の国の計画は、国土強靱化に関しては国土強靱化基本計画を基本とするとされている。このため、国、指定公共機関、県及び町は、国土強靱化に関する部分について、次の基本目標を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

5 計画の周知、習熟

本計画は、町及び防災関係機関の職員に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項は町民にも広く周知徹底する。

また、各防災機関は、不断に危機管理や地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、風水害及び事故災害等に関する災害対策への対応能力を高める。

第2章 防災の基本理念及び施策の概要

第1 防災の基本理念及び施策の概要

- (1) 島根県では、過去に生じた最大規模の水害である昭和58年7月豪雨で、土砂災害からの人命確保対策（河川出水に加え、土砂災害に対する警戒・避難体制の確立、土砂災害危険箇所の災害防止対策、周辺住民への豪雨や土砂災害に関する啓発等）の在り方について様々な教訓・課題がもたらされた。

また、事故災害は、その多くが事前の兆候をともしない突発災害として生じることが多いため、発災後の即応体制の確立による人命確保対策の早期着手が必要となる。

- (2) 風水害や事故災害等の大規模災害時には、下表に示すような災害による「人命危険」及び「生活上の制約（障害）」が発生することが予想される。そのため、本計画では、これらの人命危険及び生活上の制約（障害）を防止するための対策を推進するとともに、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重要視する。また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

- (3) 災害対策の実施に当たっては、国、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に緊密な連携を図る。併せて、国、県、市を中心に、市民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、県、市、事業者、市民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

- (4) 本計画は、原則として人命危険防止対策及び生活上の制約（障害）の防止対策を最重要視するが、これらの事象の発生頻度、対策の効果の程度、効果の発現までの期間、対策に要する費用等を考慮して、各種対策計画を策定する。

災害による人命危険及び生活上の制約（障害）の例

危険等	内容
災害による人命危険	・ 暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、豪雪、噴火などによる人命危険 ・ 突発的な事故災害発生による人命危険 ・ 高齢者等の生活環境の悪化に伴う二次的人命危険
災害による生活上の制約（障害）	・ 長期の避難所生活 ・ 長期の応急仮設住宅生活 ・ 長期にわたる生活再建の困難 ・ ライフライン（水・電力・ガス・道路）の長期機能停止・低下に伴う寝食住及び交通（通勤・通学・営業等）の長期的制約 ・ その他の生活上の重度の制約（例：葬儀、医療、教育、ごみ・し尿処理などの重度の制約）

第2 予防、応急対応、復旧・復興の各段階における基本理念及び施策の概要

本計画における「予防」「応急対応」「復旧・復興」の各段階における対策の効果が最大限に発揮できるよう、県、市、防災関係機関、町民及び事業所等は、一体となって最善の対策を推進し、被害を軽減する必要がある。各段階における基本理念及びこれにのっとり実施すべき施策の概要は次のとおりである。

1 周到でかつ十分な災害予防

(1) 災害予防段階における基本理念は次のとおりである。

- ア 災害の規模によっては、ハード整備だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。
- イ 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。
- ウ 災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をするものとする。

(2) 災害予防段階における施策の概要は次のとおりである。

- ア 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、幹線道路・避難路の整備等災害に強いまちの形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。
- イ 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。
- ウ 町民の防災活動を促進するため、防災教育等による町民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。国及び地方公共団体は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。あわせて、消防団・自主防災組織^{*1}等の育成強化、災害ボランティア^{*2}活動の環境整備・連携体制の強化、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、町民の防災活動の環境を整備する。
- エ 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの収集、工学的、社会的分野を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。
- オ 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制、総合防災情報システム等による情報収集・伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水及び生活必需品等を備蓄し、交通確保体制、輸送体制の整備により供給体制の確保を図る。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。さらに、復興事前準備を講ずる。
- カ ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を効果的に受け入れる体制を整備する。
- キ 県は、内閣府等と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域ボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連消の強化など地域防災力の向上に努める。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

(1) 災害応急段階における基本理念は次のとおりである。

- ア 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を

要する者（以下「要配慮者^{*3}」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(2) 災害応急段階における施策の概要は次のとおりである。

なお、災害応急段階において、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

- ア 災害発生の際に把握された際には、警報等の伝達、的確な避難指示等の発令、避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。この際、特に要配慮者への支援に留意する。
- イ 災害発生直後は、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための防災ヘリの活用、自衛隊への災害派遣など関係機関等の活動体制を確立する。
- ウ 災害発生時に被害の拡大を防止するため、水防・土砂災害警戒等の災害防止活動を行う。
- エ 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。
- オ 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また、被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。
- カ 被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。
- キ 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、町民等からの問い合わせに対応する。
- ク 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
- ケ 指定避難所等で生活する被災者の保健・医療・福祉ニーズ等の把握のために必要な活動や支援を行うとともに、仮設トイレの設置、災害に伴い大量に発生するごみ・し尿の処理等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体の処理等を行う。
- コ 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策を実施するとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
- サ 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。
- シ 二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
- ス ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を適切に受入れる。

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興

(1) 災害復旧・復興段階における基本理念は次のとおりである。

ア 発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

(2) 災害復旧・復興段階における施策の概要は次のとおりである。

- ア 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を関係機関が緊密に連携しながら早急に決定し、事業を計画的に推進する。
- イ 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- ウ 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理する。
- エ 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。
- オ 被災者に対する資金援助、雇用確保、各種猶予・減免措置等による自立的生活再建を支援す

る。

カ 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。

キ 大規模災害時に迅速かつ適切な復旧を実施するため、早期に激甚災害の指定を受けられるように措置する。

(注)

- * 1 自主防災組織:「自らの生命と安全は自らで守る」という隣保協同の精神と連帯感に基づく地域住民の自主的な防災組織。
- * 2 災害ボランティア:個人のほか専門分野に応じた各種ボランティア組織が、行政機関や被災地域住民等と連携して行う災害時の救援活動・行為。
- * 3 要配慮者:高齢者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者。

第3章 地域防災計画において重点を置くべき事項

平成23年3月に発生した東日本大震災は、多くの課題と教訓を残した。この教訓を踏まえ、近い将来発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生に備え、更なる防災対策の充実を図ることが必要である。この際、可能な範囲内で災害対応業務のプログラム化、標準化を進めることや、防災の各分野における訓練・研修等による人材育成を図ることも必要である。

また、一つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じなければならない。

以上の観点を踏まえつつ、当面、地域防災計画において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

第1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国、県、市町村間の相互支援体制を構築すること。また、国、県及び市町村と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。

第2 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、防災マップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加え必要に応じた屋内での待避等の指示を行うこと、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

第3 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する指定避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、被災者台帳の作成及び活用を図ること。

第4 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、町地域防災計画において公的団体又は民間の団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担等に関する基本的な方針を位置づけることなどによる災害応急対策又は災害復旧に係る業者等との連携強化を図るとともに、町地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる町と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

また、郵便局は、あまねく全国に拠点が存在するなどの強みを有していることから、郵便局を連携した取組の推進を図ること。

第5 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興のため、県及び町は、復興計画の作成等により、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興を図ること。

第4章 防災環境

第1 自然環境の特性

1 地勢概要

本町は、島根県東南端、山陰と山陽とを結ぶルート上に位置し、県庁所在地の松江市より43kmの地点に位置している。

東は鳥取県日南町、南は中国山地の峻嶺を隔て広島県庄原市に、西は雲南市吉田町、北は雲南市大東町にそれぞれ接しており、豊かな緑と美しい自然に囲まれている。

広さは、東西27.2km、南北20.9km、総面積368.06k㎡で地形的には中国山地の連なる中山間地域にあり、町の中央を流れる一級河川斐伊川とその支流の流域に農地が拓け、市街地や集落が散在している。

標高は、平坦部概ね200mから400m、県境部の高所では1,200mを超える峰が続き、約1,000mの標高差がある。

2 地質・気候

仁多地域における広島花崗岩類は閃緑岩～花崗閃緑岩が主体で、深層風化が非常に顕著で、風化した基盤岩は「マサ土」と呼ばれている。三成の小盆地群はこれら閃緑岩～花崗閃緑岩が浸食されて形成された浸食盆地となっている。因美花崗岩類や田万川深成岩は主に花崗岩から形成される。

中～細粒花崗岩は祖流花崗岩に比べて風化に対する抵抗性が大きく、起伏の大きい地形や「鬼の舌震」にみられるような峡谷を形成している。田万川深成岩は磁鉄鉱の含有量が大であること、閃緑岩～花崗閃緑岩も深層風化によって掘削が容易なことから、両者の分布地域では古来より、「鉦」の原料の山砂鉄が広く採掘されてきた。

横田地域については、河川沿いのわずかな沖積地（およそ11k㎡）を除き、吾妻山～三井野原～船通山一帯の山岳部は流紋岩・石英安山岩・玄武岩・火山碎屑岩類で構成される。これらの岩石が風化しマサ土化した崖錐性堆積物で覆われる急傾斜地や、勾配の急な小溪流も多く土砂災害等が起りやすい地質条件にある。

気候は、大きくは裏日本型の気候で、冬期多雨・多雪の北陸型気象と夏期多雨の北九州型気象の中間的な気候といえ、雪害、水害を受けやすい条件にある。

第2 社会環境の特性

1 高齢化の進展

本町の高齢化率は下表のとおりであり、高齢化が進んでいる。災害が発生した場合、住民は情報を迅速かつ的確に把握し、生命財産を自ら守るために安全な場所に避難するなど適切な防災行動をとる必要があるが、高齢者にとって適切な行動をとることは必ずしも容易ではなく、被害発生危険性が大となる。

	高齢化率	人口	世帯数
令和8年3月31日現在	47.1%	10,613人	4,585世帯
令和7年3月31日現在	46.6%	10,928人	4,609世帯

2 防災対策推進上の留意点

住民意識及び生活環境の変化や高齢化の進展等の社会構造の変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。特に、次に掲げる項目に留意する必要がある。

(1) 自主防災の強化

住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられるため、コミュニティ、自主防災組織等の強化が必要である。

(2) 要配慮者対策の推進

ア 防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救援対策等防災の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細やかな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。この一環として、社会福祉施設、医療施設等について、災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、平時から避難行動要支援者^{*1}の所在等を把握し、発災後には避難支援等関係者^{*2}が迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。

イ 国境を越えた経済社会活動が拡大し、在日・訪日外国人が増加していることから、在日・訪日外国人の円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害の発生時に外国人にも十分配慮する。

(3) 多様な視点に配慮した防災対策の推進

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

また、町及び県は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平時及び災害時における男女共同参画担当部及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(4) 災害リスクに関する取組

平成27年3月に採択された「仙台防災枠組2015-2030」により、①災害リスクの理解、②災害リスクを管理するリスク・ガバナンスの強化、③強靱化のための災害リスク削減への投資、④復旧・復興課程における「よりよい復興」の4つの優先行動を実施し、災害リスク及び損失を大幅に削減することを目指すとされた。

同枠組に基づき、国、公共団体、地方公共団体、事業者、住民等の官民様々な関係者が連携して防災対策を推進するよう努める。

(5) 感染症対策の観点を取り入れた防災対策

新型コロナウイルス感染症流行時の経験を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

(注)

*1 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

*2 避難支援等関係者：避難行動要支援者の避難支援等に関わる関係者。

第3 島根県の災害履歴

1 一般的気象

島根県の気象は、暖候期には地域的格差は小さいが、寒候期では日本海を吹走してくる季節風の地域的影響が東部で大きく、西部では比較的小さい。これは県内各観測所の気温や積雪・降水量などから明らかである。広域的に見れば、島根県は北陸型気候と北九州型気候の中間的な気候と言える。また、隠岐地方は東部・西部の平野部と比べると平均気温はやや低いが、日照時間は多い。

気温が年間で最も低くなる時期は1月下旬から2月上旬で、日最低気温の平年値が最も低い値は、松江1.3℃、浜田2.8℃、西郷0.8℃（1991～2020年）である。逆に最も高くなる時期は8月上旬で、日最高気温の平年値が最も高い日の値は、松江31.6℃、浜田30.6℃、西郷29.9℃（1991～2020年）である。

年降水量は、平野部と比べて山間部が多い。これは、移動してきた空気塊が山地の影響で強制的に上昇させられ、雲が発達しやすいことが原因である。この現象は特に冬期間が顕著であるが、年間を通してとも言えることである。年降水量の平年値（1991～2020年）は、松江町西津田1,791.9mm、浜田町大辻町1,654.6mm、隠岐の島町西郷1,816.4mmであるのに対し、山間部の浜田市波佐・浜田市弥栄は2,100mm以上、出雲市佐田・飯南町赤名も2,000mm以上の降水量がある。また、6月上旬から7月中旬にかけての梅雨期間には、年降水量のおよそ1/3が降り、特に梅雨末期には度々集中豪雨の被害を受けている。

風は冬期間に西寄りの季節風が強く、出雲平野では「築地松」を家屋の西から北側に植えて強い風から家屋を守っているのがよく見られる。また台風や春一番、5月の発達した低気圧（メイストーム）の通過時も強い風が吹く。

日照時間は年平年値で松江1,705.2時間、浜田1,761.3時間、西郷1,718.1時間（1991～2020年）である。

これは西日本の中では少ない方であるが、これは冬期間の日照が特に少ないためであり、冬期間を除けば瀬戸内地方と同じ位の日照時間がある。また、山間部は山の陰になること、雲が発生しやすいこと等から平野部と比べると少なくなる。結氷、降雪、降霜期間は東部の山間部がいずれも長い。降雪期間は東部の山間部では11月下旬から翌年4月までの130日位で、西部では約10日短い。降霜期間は最も短い浜田では12月下旬から4月上旬まで。最も長い赤名では、10月中旬から4月下旬までである。また、最深積雪の平年値（1991～2020年）は、松江20cm、横田63cm、赤名78cm、瑞穂48cm、弥栄40cm、西郷21cmである。ただ、昭和38年1月豪雪、昭和58年12月下旬から59年3月までの大雪、平成18年豪雪、平成22年12月末から23年1月までの大雪など、かなりの積雪を記録する年もある。

総じて見れば、冬には日照時間が少なく、降雪時により降水量も多くなるが、春から秋にかけては、一般的に“気候がよい”と言われる瀬戸内地方と同様に日照時間が多い。また、梅雨前線や秋雨前線による天気のごずつきも、九州や四国、山陽等と比べると少ない。さらに気温も東京よりも低緯度に位置していることからわかるように、意外と温暖であり、加えて夏は近在の地方よりもしのぎやすいことも考えると、冬期間を除けば住みやすい気候と言えるであろう。

2 災害気象

島根県に災害をもたらす気象現象は、梅雨末期の豪雨、台風の大雨・暴風、冬型気圧配置時の大雪・暴風雪・波浪等があげられる。

(1) 梅雨

梅雨は五月雨（さみだれ）とも言われ、東アジアだけにみられる雨期である。6月上旬から7月中旬にかけて、日本の南岸から中国の長江流域に前線（梅雨前線）が停滞して長雨を降らせる。梅雨は南寄りの季節風が直接当たる九州、四国、近畿南部、東海地方で顕著であり、期間の降水量は年間総降水量のほぼ1/3に達する。また、北海道には梅雨がない。

日本海付近の梅雨前線は、オホーツク海高気圧（冷たくて湿っている）と太平洋高気圧（暖かくて湿っている）との境であり、この前線帯の上を1,000km位の間隔で低気圧が東進する。

当地方の平年の梅雨入りは6月6日ごろ、梅雨明けは7月19日ごろで、太平洋高気圧が強まって梅雨前線を北に押し上げる型と、梅雨前線が南下して明ける型とあり、前者はある日を境に画然と梅雨が明け、後者はオホーツク海高気圧が暖まるのに時間がかかるため、1週間くらい曇天が続く。

島根県での豪雨災害はこの梅雨末期に起こることが多い。これは、太平洋高気圧が強まってくると南海上に停滞していた梅雨前線が中国地方、さらに日本海へと押し上げられる。この時、南から高温多湿な空気（湿舌）が流入し多量の水蒸気を供給する。さらに梅雨前線上を低気圧が東進、通過すると梅雨前線が南下し、さらに上層には寒気が流入するため、大気が不安定となり対流活動が盛んになり、このような時に大雨となる。

当県の梅雨末期の豪雨災害としては、近来では昭和47年、昭和58年、昭和63年、平成18年、平成25年、平成30年、令和3年に大きな被害があった。

(2) 台風

熱帯の海上で発生する低気圧を「熱帯低気圧」と呼び、このうち北西太平洋または南シナ海に存在し、なおかつ低気圧域内の最大風速がおおよそ17m/s以上のものを「台風」と呼ぶ。台風は空気の巨大な渦であり、空気は気圧の低い中心部へ向かって反時計回りに回転しながら流れ込む。海上の高温多湿な空気は上昇気流となって上空に昇り、このとき水蒸気が凝結し巨大な積乱雲が形成され、激しい雨が降る。また水蒸気が凝結して雲粒になるときに放出されるエネルギーは激しい暴風を作り出し、渦を維持する。1年間に発生する台風の数値は平年値（1991～2020年）で25.1個、日本に上陸するのは8、9月が多い。

台風は非常に強い風を伴うため、風に対する警戒も必要で、特に台風の進路方向の右側（東側）では、台風自身の風と、台風を移動させる風が同じ方向に吹くため、風がさらに強くなる。後述の平成3年台風第19号の暴風は、まさにこの現象によるものである。また、台風が通過した後の「吹き返し」と呼ばれる強風にも注意が必要である。また、台風に伴う雨の特徴は、広い範囲に長時間にわたって雨を降らせることである。また、暖かく湿った空気が台風に向かって流れ込むため、日本付近に前線が停滞していると前線の活動を活発化させ、大雨になることがある。

台風はその他にも高潮や高波を引き起こす。高潮は、台風が接近して気圧が低くなると海面が上昇する（外洋で1hPa低くなると海面が1cm上昇すると言われる）ことや、台風に伴う風が沖から海岸に向かって吹くことによって起こる。この風による海面の上昇は、風が強くなればなるほど顕著になり、さらにV字型の湾の場合は、地形が風による海面上昇を助長させる。また台風は、「風が強いほど」「長い時間吹き続けるほど」「吹く距離が長いほど」波が発達する条件を満たしていることから、台風の中心付近では10mを超える高波になることがある。

島根県における台風の気象特徴は、①日本海を通過する場合、隠岐で特に風が強く、西部山間部で大雨となる。また高潮は、朝鮮半島南部を通過して日本海を北東に進む台風によって起こっており、台風の最接近時に起こることは少なく、台風が北緯40度以北に達した頃に起こる。②中国地方西部を縦断する場合、全県で風が強く、山間部を中心に雨量が多くなる。中国地方東部以東を通過する場合、風は上記2例と比べると弱く、県東部山間部で雨量が多くなる。

当県の被害台風の例として、平成3年9月の台風第17号及び第19号についてのべる。

ア 平成3年9月台風第17号（雨台風）

9月10日9時にマリアナ諸島近海で発生した熱帯低気圧は、北西に進みながら次第に発達し、11日15時に沖の鳥島付近で台風第17号となった。島根県では、13日から北上してきた秋雨前線の影響で弱い雨が降っていたが、14日に台風が山陰沿岸を通過する際、隠岐地方を中心に激しい雨が降った。この時の西郷の日降水量236mmは、1939年西郷測候所開設以来第1位で、西郷町をはじめ五箇村、海士町、西ノ島町で床上・床下浸水があった。

イ 平成3年9月台風第19号（風台風）

9月13日9時にマーシャル諸島の東で発生した熱帯低気圧は、西に進みながら次第に発達し、16日9時にマーシャル諸島の西で台風第19号となった。台風は、非常に強い勢力を保ちながら北上し、27日16時過ぎに佐世保市の南に上陸した時でも、中心気圧940hPa、中心付近の最大風速は50m/s、風速25m/s以上の暴風半径が300km、15m/s以上の強風半径が600kmと、大型で非常に強い勢力を保っていた。当県では27日午前中、県西部で10～20mmのやや強い時間雨量を記録していたが、10時頃にはいったん小康状態となり、風もまだ弱い状態であった。しかし、台風が19時前に萩市付近を通過する頃から次第に風が強まり、台風が山陰沿岸を通過し、東寄りから南西方向に風向が変わった夜遅くには、県内で20m/s以上の暴風となった。最大瞬間風速は、県内気象官署で軒並み観測史上最大を記録し、松江56.5m/s、浜田48.9m/s、西郷50.6m/sを観測した。ただ、台風の移動が速かったので、強風の時間はあまり長く続かなかった。この風で死者1名、負傷者102名の人的被害があり、建築物及び農作物にも甚大な被害を与えた。降水量は津和野・六日市で120mmを超えたが、雨による直接の被害はなかった。

(3) 強風

当県で強風が起こるのは、日本海を発達した低気圧（台風、春一番及びメイストーム）が通過するときで、その他、冬型気圧配置時の季節風、寒冷前線の通過、上空に強い寒気を伴う低気圧の接近等も、注意が必要である。

昭和46年1月4日から5日にかけての強風は、冬型気圧配置の季節風によるもので、最大瞬間風速は松江34.0m/s、浜田28.9m/s、西郷32.4m/sを観測し、沿岸部を中心に強風と高波による被害があった。この強風は風向きが北であったため、北向きの漁港に停留中の漁船に甚大な被害があった。

第5章 災害被害想定

(島根県地域防災計画より)

本計画は、近年の社会経済情勢の変化並びに島根県における風水害及び事故災害等の履歴や全国的にみた各種災害の教訓・課題を反映する。

第1 風水害

1 想定災害及び被害の概況

本計画の策定に当たって、島根県の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の災害の発生状況を考慮して、想定すべき災害を明らかにしておく必要がある。

具体的には、島根県において過去に発生した最大規模の風水害等とその際生じた様々な事象を、予防計画、応急対策計画並びに復旧・復興計画における目標（目安）として位置づける。

島根県においては、第3章第3「災害履歴」で示した既往の風水害のうち、最大規模であった昭和58年（1983年）7月20日～23日にかけての大雨（昭和58年7月豪雨、いわゆる山陰豪雨）と同程度の豪雨に加え、平成3年（1991年）9月27日～28日にかけての台風第19号による大雨・暴風と同程度の台風による被害が懸念されるため、これらの災害と同程度の災害を想定災害として位置づける。

本計画において想定される豪雨及び台風の概要・規模は下表1に示すとおりであり、被害の概要は、下表2に示すとおりである。

表1 想定される豪雨・台風の規模等

想定項目 \ 災害名 年月日	山陰豪雨 (昭和58年7月20日～23日)	台風第19号 (平成3年9月27日～28日)
気象概況	・ 時間最大雨量 91.0mm (浜田) 23日01時40分 ・ 日最大雨量 331.5mm (浜田) 23日 ・ 総降水量の最大値 521.5mm (浜田) 19日21時20分から 23日15時20分まで	・ 最大瞬間風速・風向 56.5m/s (松江) WNW 27日23時04分 ・ 最大風速・風向 28.5m/s (松江) W 27日23時00分 ・ 総降水量の最大値 54.5mm (浜田) 26日18時40分から 28日08時30分まで

表2 過去の主な豪雨災害による被害

単位：人（戸数、世帯）

項 目		昭和47年7月 豪 雨	昭和58年7月 豪 雨	昭和63年大雨 (7月)	平成3年台風 第19号(9月)	平成18年7月 豪 雨	平成25年大雨 (7月、8月)
死 者 (人)		28	107	6	1	5	1
負傷者 (人)		79	159	29	102	12	
・重 傷		22	61	9	21	1	1
・軽 傷		57	98	20	81	11	
罹災者 (人)		不 明	31,697	6,134		1,091	504
避難者 (人)		172,349	69,537	4,877		2,629	資料なし
建物被害棟数	全壊・流失・焼失	751	1,064	71	10	7	14
	半壊 (中破)	1,235	1,977	108	176	6	43
	一部損壊	656	551	255	29,878	68	32
	床上浸水	11,845	6,953	1,742		371	125
	床下浸水	26,449	7,043	5,119	12	1,603	787
ライフライン	上水道 (人)	337,172	70,649	59,822		8,334	6,868
	(世帯)		22,323	19,553		2,636	3,234
	都市ガス (戸)	約 300	約 200	約 300		資料なし	同 左
	L Pガス	資料なし	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	電力 (戸)	約30,000	59,400	20,170		6,170	6,276
	電話 (回線)	6,094	14,340	13,381		1,203	

2 風水害対策に係る想定事象

豪雨、台風等の風水害時は、時間経過に応じた災害状況のもとで、県、町、消防本部等の防災機関による警戒避難対策と住民による避難行動がなされる。本計画においては、災害状況の変化に応じた警戒避難体制の整備等の予防対策を事前に整備しておくとともに、災害時において迅速かつ的確な情報収集・伝達や避難対策等の初動（警戒）活動を実施できるよう応急対策計画を整備しておく必要がある。

第2 事故災害

本計画において想定する事故災害及び雪害の概要及び規模等を以下に示す。

1 流出油等事故

過去の流出油事故の事例を踏まえ、河川、湖沼において、防災関係機関、漁業関係者等官公民の関係者が連携して防除措置を講じなければならない程度の量の重油が流出したことにより、漁業資源、河川管理施設、水道・農業用水等への被害が発生し、又は発生するおそれがある場合を想定する。

2 航空災害

航空運送事業者の運行する航空機が、町内の山林等に墜落したこと等により、多数の死傷者等の発生した場合を想定する。

3 道路災害

風水害、雪害、地震その他の災害によりトンネル等の道路構造物が被災し、そのために道路通行車両等が被害を受けた場合、濃霧・着雪等自然現象の急変により衝突が生じた場合、又はトンネル内で多数の車両が衝突し火災が発生するなど大規模な車両事故が発生した場合で、乗客、道路通行者や沿道住民等に多数の死傷者が発生し、沿道施設等にも被害が生じる程度の事故災害を想定する。

4 危険物等災害

危険物の漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生した場合を想定する。

5 大規模な火事災害

奥出雲町地域防災計画（震災編）における地震火災（島根半島沖合(F56)断層の想定地震による）と同様の規模の火災が生じた場合を想定する。これによると、火災の想定条件は、最も被害結果が大きくなる冬の夕方（午後6時）の出火である。このほか、強風乾燥下のもとでの大規模火事災害についても想定する。

6 林野火災

強風、乾燥のもとで、焼失面積が20haを超えるきわめて大規模な林野火災となり、自衛隊等から空中消火活動等の応援を要請し、付近の住民等に避難指示を出すなどの対応が必要となる程度の災害を想定する。

7 鉄道災害

信号無視等の原因による単線上の列車同士の衝突事故や落石、土砂崩れ、雪崩、車両故障、踏み切り横断や道路からの転落による自動車との接触等の原因による列車の脱線・転覆事故などが発生し、乗客、沿線住民・施設等に多大な被害が生じた災害、また、山間部等の事故発生により救出・搬送が困難、あるいは死傷者が多数発生するなどのため自衛隊への応援要請が必要となり、複数の病院が受入れ体制をとる必要が生ずる程度の災害を想定する。

8 雪害

昭和38年1月豪雪と同規模の雪害で、降雪・雪氷のため車両の立ち往生が生ずるような規模の雪害、又は交通機関が途絶し、山間地域が孤立する程度の雪害を想定する。

昭和38年1月豪雪では、昭和37年12月30日から、翌年2月6日まで39日間連続降雪により、記録的

な豪雪となった。島根県下の被害は、次のとおりである。

- ・ 人的被害 死者33人、負傷者53人
- ・ 住家被害 全壊204棟、半壊455棟、一部損壊1,094棟
- ・ 非住家被害 全壊555棟、半壊433棟
- ・ 罹災世帯577世帯、罹災者2,237人

第6章 関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱

第1 関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱

本町並びに島根県及び本町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの以下に示す所掌事務又は業務を通じて本町の地域に係る防災に寄与する。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
奥出雲町	(1) 奥出雲町防災会議に関する事務 (2) 町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の実施
島 根 県	(1) 島根県防災会議に関する事務 (2) 島根県の地域の防災に関し、指定地方行政機関、指定公共機関の処理するものを除く各機関の業務についての援助及び総合調整 (3) 災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の実施
島根県警察本部 雲南警察署	(1) 災害情報の収集・伝達に関すること (2) 災害実態の早期把握に関すること (3) 避難誘導及び救出・救助に関すること (4) 緊急交通路の確保に関すること (5) 行方不明者の捜索に関すること (6) 検視及び身元確認に関すること (7) 被災地における社会秩序の維持に関すること (8) 広報及び各種相談の受理に関すること (9) 関係機関の活動に対する支援及び協力に関すること
雲南消防本部 奥出雲消防署	(1) 災害に対する予防、防御及び拡大防止対策に関すること (2) 消防資機材の整備充実と訓練の実施に関すること (3) 災害時における人命救助対策に関すること (4) 災害時における危険物の災害防止対策に関すること

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
指 定 地 方 行 政 機 関	中国四国管区警察局 (1) 管区内各警察の指導、調整に関すること (2) 警察災害派遣隊の派遣等、警察庁、他管区警察局との連携に関すること (3) 関係機関との協力に関すること (4) 情報の収集及び連絡に関すること (5) 警察通信の運用に関すること (6) 津波警報等の伝達に関すること
	中国四国管区行政評価局 (島根行政監視行政相談センター) (1) 被災者への生活支援情報の提供 (2) 専用電話を備えた相談窓口の開設 (3) 特別行政相談所の開設

	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定 地方 行政 機関	中国総合通信局	(1) 非常無線通信の確保（電波法第74条参照） (2) 非常事態における有線電気通信の確保（有線電気通信法第15条参照） (3) 災害対策用移動通信機器等の貸与及び携帯電話事業者等に対する貸与要請 (4) 災害対策用移動電源車の貸与
	中国財務局 （松江財務事務所）	(1) 地方公共団体に対する災害復旧のための財政融資資金地方資金の貸付 (2) 金融機関等に対する特別措置の指示 (3) 国有財産の無償貸付等 (4) 被災施設の復旧事業費の査定の立会
	中国四国厚生局	(1) 独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療の提供）
	島根労働局	(1) 産業災害防止についての監督、指導 (2) 被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力及び災害補償の実施並びに被災労働者の賃金支払についての監督指導 (3) 被災事業場の再開についての危害防止上必要な指導 (4) 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等に関する情報の収集・把握及び離職者の早期再就職への斡旋の実施 (5) 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施 (6) 被災事業主に対する特別措置等の実施
	中国四国農政局	(1) 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり対策事業による農地・農業用施設等の防護に関すること (2) 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導に関すること (3) 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導に関すること (4) 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物の被害状況の取りまとめ、営農資材の供給、病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握に関すること (5) 農地、農業用施設、海岸保全施設等及び農業共同利用施設について、災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び災害の再発防止のため、災害復旧事業とあわせて実施する災害関連事業の査定・調査に関すること (6) 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、日本政策金融公庫資金（農林水産事業）の資金等の融資に関すること (7) 主要食糧の供給に関すること
	近畿中国森林管理局	(1) 国有林、公有林野等官行造林地における森林治水による災害防除 (2) 国有林、公有林野等官行造林地における保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 (3) 災害対策に必要な木材の供給
	中国経済産業局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 電気、ガスの供給の確保に必要な指導 (3) 被災地域において必要とされる災害対応物資生活必需品、災害復旧資材等の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導 (4) 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置

	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定 地方 行政 機関	中国四国産業保安監督部	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導 (3) 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導
	中国地方整備局	(1) 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧 (2) 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供 (3) 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言 (4) 災害に関する情報の収集及び伝達 (5) 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 (6) 災害時における交通確保 (7) 海洋の汚染の防除 (8) 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施
	中国運輸局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 輸送等の安全確保に関する指導監督 (3) 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整 (4) 緊急輸送に関する要請及び支援
	大阪航空局	(1) 災害時における航空輸送の調査及び指導 (2) 災害時における関係機関と航空輸送者との連絡調整
	大阪管区気象台 (松江地方気象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める」に改めること
	中国四国地方環境事務所	(1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達等 (2) 家庭動物の保護等に係る支援 (3) 災害時における環境省本省との連絡調整
	中国四国防衛局	(1) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整
	中国地方測量部	(1) 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 (2) 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力 (3) 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施
	陸上自衛隊出雲駐屯地	(1) 災害緊急対策及び災害復旧対策の実施

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定 公 共 機 関	国立病院機構 中国四国グループ
	(1) 医療、助産等救護活動の実施
	日本銀行
	(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 (2) 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報
	日本赤十字社
	(1) 医療、助産等救助保護の実施 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金品の募集及び配分
	日本放送協会
	(1) 気象等の予報及び警報等の放送 (2) 災害応急対策等の周知徹底 (3) その他災害に関する広報活動
	西日本高速道路株式会社
	(1) 道路等の防災管理及び災害復旧 (2) 災害救助、水防、消防活動等災害緊急車両の通行に伴う料金徴収の免除の取扱い
	西日本旅客鉄道株式会社
	(1) 鉄道による緊急輸送の確保 (2) 鉄道の安全管理及び事故対策
	日本貨物鉄道株式会社
	(1) 鉄道による緊急輸送の確保 (2) 鉄道の安全管理及び事故対策
	N T T 西日本株式会社 島根支店
	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧 (2) 緊急を要する電話通話の取扱い
	N T T ドコモビジネス 株式会社
	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
	K D D I 株式会社
	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
	株式会社N T T ドコモ 中国支社島根支店
	(1) 電気通信施設、設備の整備及び防災管理 (2) 災害非常通信の確保 (3) 被災電気通信施設、設備の応急復旧
	ソフトバンク株式会社
	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
	日本郵便株式会社 中国支社
	(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災者あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 (5) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除 (6) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い (7) 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 (8) 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期融資
	日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社
	(1) 陸路による緊急輸送の確保
	中国電力株式会社 中国電力ネットワーク株式会社
	(1) ダム施設等の防災管理及び災害復旧 (2) 電力供給の確保

	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定 地方 公共 機関	株式会社山陰放送 山陰中央テレビジョン放送株式会社 日本海テレビジョン放送株式会社 株式会社FM山陰	(1) 気象等の予報及び警報等の放送 (2) 災害応急対策の周知徹底 (3) その他災害に関する広報活動
	島根県医師会	(1) 災害時における医療救護活動の実施
	島根県看護協会	(1) 災害時における医療救護活動の実施
	島根県LPガス協会	(1) LPガス施設の防災管理と災害復旧 (2) LPガスの供給
	島根県トラック協会	(1) 陸路による緊急輸送の確保
そ の 他	島根県行政書士会	(1) 被災者の支援についての協力
	土地改良区	(1) 水門、水路、溜池、排水機場等の施設の防災管理及び災害復旧
公 共 的 機 関 及 び 防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	全国農業協同組合連合会 中四国広域営農資材事業所島根推進課	(1) 緊急物資の調達 (2) 陸路による緊急輸送の協力
	島根県農業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 (2) 被災組合員に対する融資その他緊急措置に関する協力
	森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 (2) 被災組合員に対する融資又は斡旋
	漁業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 (2) 被災組合員に対する融資又は斡旋 (3) 有線放送施設の利用による公共団体の行う災害対策への協力 (4) 流出油等の防除 (5) 流出油等事故により被害を受けた組合員の補償請求対策
	商工会等	(1) 物価安定についての協力、徹底 (2) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
	病院等経営者	(1) 負傷者等の医療、助産、救護についての協力
	一般運輸業者	(1) 緊急輸送に対する協力
	ダム施設の管理者	(1) ダム等施設の防災管理
	社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 (2) 災害ボランティアセンターの運営
	日本赤十字社	(1) 災害時義援金の実務
	赤い羽根共同募金	(1) 災害時義援金の実務
	社会福祉施設経営者	(1) 被災者の保護についての協力
	金融機関	(1) 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置に関する協力
	危険物等の管理者	(1) 危険物等の保安措置
	LPガス取扱機関	(1) LPガス施設の防災管理と災害復旧 (2) LPガスの供給
	奥出雲町消防団	(1) 災害時の消防活動、水防活動 (2) 被害情報の収集 (3) 雪害防止活動 (4) 被災者の救出・救護 (5) 非常警戒 (6) 応急復旧作業

第2 国、県、町、指定公共機関・指定地方公共機関、町民及び事業所の責務

1 国の責務

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災基本計画等を作成し、実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方関等における業務の総合調整を行い、災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

また、県及び町の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行われるよう、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

2 県の責務

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、地域防災計画を作成し、実施するとともに、町及び指定地方公共機関における業務の総合調整を行わなければならない。

3 町の責務

町は、基礎的な地方公共団体として、当該町の地域並びに当該町の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、地域防災計画を作成し、実施する。

また、消防機関、水防団及び自主防災組織等の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、町の有する全ての機能を十分に発揮するよう努めるとともに、消防機関、水防団等は相互に協力しなければならない。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関の責務

指定公共機関及び指定地方公共機関は、防災業務計画を作成・実施し、県又は町の地域防災計画の実施が円滑に行われるよう協力する。

また、その業務の公共性又は公益性に鑑み、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

5 町民及び事業所の責務

町民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、町が処理する防災業務について、自発的に協力する。

(1) 町民の責務

ア 「自らの身の安全は、自ら守る」のが防災の基本であり町民はこの観点に立ち、日頃から自主的に風水害等に備える必要がある。

イ 町民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承等により防災に寄与するように努めなければならない。

ウ 町民は、風水害等に際しての警戒・避難活動等における隣保互助等により、被害を未然に防止し、あるいは最小限に止めるため、相互に協力するとともに、県及び町が実施する防災業務について、自発的に協力し、町民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

(2) 事業所の責務

ア 食料、飲料水、生活必需品又は役務を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、災害時においても事業活動を継続的に実施するとともに、国、県、町が実施する防災施策に協力するよう努めなければならない。

イ 事業所の事業者（管理者）は、事業の実施に当たり、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第7章 計画の運用等

第1 平常時の運用

各防災機関は、平常時において、本計画の目的及び基本方針に基づき、予防計画で定めた防災業務を遂行するとともに、普段の危機管理や防災に関する調査研究、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・研修、防災訓練の実施などを通して計画の習熟に努め、災害への対応能力を高める。

1 基本方針及び災害予防計画に基づいた事務の遂行

県、町及び防災関係機関は、各種施策・事業の実施に当たり、当該施策・事業が本計画の基本方針及び災害予防計画に合致したものであるかを点検し、必要に応じて施策・事業の修正に努める。

また、県、町及び防災関係機関は、複数の施策・事業を組み合わせることにより、防災面から相乗的な効果を期待できるものについて総合調整を行う。

2 災害応急対策計画等への習熟及びマニュアルの整備

災害時の防災活動は災害応急対策計画、災害復旧・復興計画に沿って行われることから、その成否は担当する活動計画への職員の習熟程度によって左右される。

そのため、県、町及び防災関係機関の職員は、関係する計画について日頃から習熟しておくとともに、必要に応じた計画運用のためのマニュアルの作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底及び検証を行う。また、計画、マニュアルの定期的な点検を行い、点検や訓練から得られた防災関係機関の調整に必要な事項や教訓等を反映させる。

県及び町は、他の地方公共団体とも連携を図り、広域的な視点で防災に関する各種計画の作成、対策の推進を図るよう努める。

第2 災害時の運用

発災時は、本計画の災害応急対策計画、災害復旧・復興計画等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努める。